

継続職能研修(CPD)に関する細則

2002年5月31日制定
2003年9月24日一部改定
2003年12月24日一部改定
2004年5月26日一部改定
2005年6月21日一部改定
2006年4月27日一部改定
2007年9月25日一部改定
2008年2月19日一部改定
2010年2月19日一部改定
2010年8月27日一部改定
2010年12月20日一部改定
2011年7月20日一部改定

(目的と概要)

第1条 この細則は、継続職能研修(CPD)規則(以下「規則」という。)第4条、第6条、第7条の規定に基づき、継続職能研修(CPD)制度の運営に必要な事項について定める。

(用語の定義)

第2条 この細則における主な用語を次のように定義する。

1. 参加者

本部CPD評議会に参加登録を行い、CPDに参加する者をいい、JIAの正会員は会員規則第2条第2項に基づき会員義務として参加者に登録される。

2. プロバイダー

CPD評議会が認定した、研修プログラム提供者をいう。JIA本部委員会/部会、JIA支部/支部委員会/部会、JIA地域会/地域会委員会/部会及び関係諸団体、大学、各種学校、JIA会員事務所、JIA賛助会員事業所、その他民間企業がそれにあたる。

3. 研修プログラム

CPD制度の目的に合致する講習会その他の建築家の職能開発に資するプログラムをいい、認定プログラムと自主研修プログラムから成る。

3-1 認定プログラム

研修プログラムのうち、CPD評議会によって認定されたものをいい、原則としてプロバイダーによって提供される。

3-2 自主研修プログラム

研修プログラムのうち、認定プログラム以外のものをいう。

4. 登録料

正会員以外の者が参加者として本部CPD評議会に登録するとき、及びプロバイダーがCPD評議会の認定を受け、CPD評議会にプログラム申請するとき、JIAに支払う費用をいう。

(告知の方法)

第3条 CPD制度に関し、本部CPD評議会がJIA正会員に通知する必要があると認めた事項についての告知は、原則として、JIA機関紙又はJIAホームページをもって行う。

(研修の種類)

第4条 研修の種類は以下のとおりとする。

1. 認定研修

プロバイダーが実施する認定プログラムによる研修。

2. 自主研修

- (1) 認定プログラム以外の研修プログラムに参加して行う研修。
- (2) 参加者が自主的に行う読書、研究、視察、見学等の自己学習型の研修。
- (3) JIAその他の団体等における委員会活動や奉仕活動等の職能活動。

(研修の内容)

第5条 認定研修・自主研修における研修内容は、別に定める形態分類及び分野分類の其々いずれかに該当するものとする。

CPD プログラムの形態分類表

形態	CPD 内容	
1 参加学習型	JIA特別認定講習会	JIA特別認定講習会
	講習会	講習会 基準・規準・指針・マニュアル等講習会、セミナー/シンポジウム/講演会/ワークショップ、各団体大会、学会・協会主催の研究発表会、企業内研修(所属組織内における技術・研究発表会、研修会)、通信教育等
	見学会	見学会 見学会、国内外視察、企業内研修(所属組織内における見学会、国内外視察)
2 情報提供型	講師	講師 基準・規準・指針・マニュアル等講習会、セミナー/シンポジウム/講演会/ワークショップ、各団体大会の講師、学会・協会主催の研究発表会等、企業内研修(所属組織内における技術・研究発表会、研修会、見学会、国内外視察) 見学会・国内外視察の講師
	執筆	JIA機関誌執筆
	社会貢献	社会貢献 震災時等建築物応急危険度判定、裁判所等に派遣された鑑定人・調停人活動、地方自治体主催の建築相談等の緊急性又は公共性の高い活動
3 その他	その他	その他 JIA総会、JIA支部総会、JIA地域会総会等、上記1及び2に該当しないもの

CPD プログラムの分野分類表

倫理・法令分野	倫理	
	法律、規準、基準、規格、建築紛争	
	その他	
設計・監理分野	計画系	建築意匠、建築計画、建築材料、街づくり、都市計画、保存、景観、福祉、環境、計画系その他
		構造系
	設備系	空調
		衛生
		電気
		輸送
	全般	
	その他	
施工管理分野	建築系	
	設備系	
マネジメント分野	生産・管理	企画、事業計画、コンストラクションマネジメント、プロジェクトマネジメント、リスクマネジメント、コスト管理、積算、品質保証、安全管理、コンカレント設計、ISO、その他
	事務所等運営	企業・事務所運営、保険・保証制度、契約、訴訟、その他
関連分野	関連分野	建築論、建築史、技術動向、コンピュータソフトウェア、工学技術に関する外国語、土木、エネルギー、リサイクル、学術・技術論、芸術・文化、化学、物理、機械、電子、その他

(必須履修単位)

第6条 継続職能(CPD)規則第4条3項による、JIA正会員の3年間必須履修単位を以下のとおり規定する。
認定研修と自主研修で取得した単位数を合算して、108単位を必須単位とする。

(単位の算定基準)

第7条 履修単位の算定は原則として以下の基準による。ただし、CPD評議会は研修プログラムの内容等によりこの基準によらずに単位を認定することができる。なお、1つのプログラムに認定する単位数の下限は1単位(講師の場合2単位)とする。時間については、30~89分を1時間、90~149分を2時間とする。

1. 認定研修

受動的参加(聴講者及び見学者としての参加)

認定講習等 1時間 1単位

認定見学等 1時間 1単位(見学等の場合・実働時間のみを対象とし、移動時間等は含まれない。)

JIA大会参加 3単位

JIA支部大会参加 2単位

JIA総会参加 2単位

JIA支部総会参加 2単位

JIA地域会総会参加 2単位

特別認定研修 1時間 2単位

認定読書 2単位

主体的参加(講師及び見学コーディネータ等としての参加)

講師等 1時間 2単位

見学コーディネータ等 1時間 2単位

特別認定研修講師 1時間 4単位

JIA機関誌執筆:1000字 1単位

2. 自主研修(職能者の研鑽に相応しいと評価される内容のもので、個人的趣味の活動は除外する)

(1) 認定プログラム以外の研修プログラムに参加した場合

受動的参加(聴講者及び見学者としての参加)

講習等 1時間 1単位

見学等 1時間 1単位(見学等の場合・実働時間のみを対象とし、移動時間等は含まれない。)

建築展見学 1単位

主体的参加(講師及び見学コーディネータ等としての参加)

講師等 1時間 2単位(但し、業務、職業としての参加は除く)

見学コーディネータ等 1時間 2単位

建築展出展 2単位

オープンデスク学生指導 2単位

実務訓練指導監督者 実務訓練経過報告書の提出1件につき18単位

(2) 自己学習型の研修を行った場合

読書等:新書版1冊(200頁)程度を1単位

論文執筆等:2000字程度を1単位

(3) 職能活動及び奉仕活動

職能活動等:(業務又は職業としての参加は除く)建築関連団体の会議への出席等)

2時間 1単位

奉仕活動(奉仕活動:職能を活かした奉仕活動)

1時間 2単位(実質的活動時間のみ対象)

(履修要領)

第8条 認定プログラム・自主研修の履修手順と履修単位の認定手順は次のとおりとする。

1. 認定プログラム

CPD評議会による認定プログラムの告知。認定プログラムへの参加。

CPD評議会はプロバイダー履修結果報告に基づく単位の認定。

2. 自主研修

(1) 認定プログラム以外の研修プログラムに参加する場合。

プログラムへの参加と履修を証明する書類等の確保(コピー等も可)。

CPD情報システム(インターネット)への入力による研修内容報告と単位認定申請。なお、申請期限は履修後年度内末日までとする。

但し、下半期(毎年度1月から3月)に履修した単位については 翌年度5月末日までに報告するものとする。

CPD評議会は研修内容を審査し単位を認定。なお、認定は申請受付後2ヶ月以内とする。

(2) 自己学習型の研修、職能活動その他を行った場合。

CPD情報システム(インターネット)への入力による研修内容報告と単位認定申請。申請期限は当該年度内とする。

CPD評議会は研修内容を審査し単位を認定。なお、認定は申請受付後2ヶ月以内とする。

但し、下半期(毎年度1月から3月)に履修した単位については翌年度5月末日までに報告するものとする。

(履修結果の記録及び通知)

第9条 履修結果の記録、保管、管理、通知及び公表は以下の規定による。

1. 参加者の履修結果の記録、保管及び管理は、本部CPD評議会が行う。

2. 参加者の履修結果記録の保管期間は、その事業年度終了後5年間とする。

3. 本部CPD評議会は、履修結果を参加者本人に年に一度通知し、履修単位数の不足等がある場合は、本人に告知する。

4. 本部CPD評議会は本人の要請があれば履修証明書を発行する。

(プロバイダー)

第10条 プロバイダーの認定と登録は以下の規定による。

1. プロバイダーになろうとするものは、本部CPD評議会の定める書式によりプロバイダー登録申請を行い、CPD評議会の認定を受けて、本部CPD評議会に登録される。

2. CPD評議会に登録されたプロバイダーは、以下の規定を守らなければならない。

所定の登録料を所定の期限までに支払うこと。

ただし、JIA本部・支部の委員会活動等に基づくプロバイダーであると本部CPD評議会が判断した場合には、登録料の支払いを免除する。

研修プログラムの内容が研修プログラム認定基準に合致していること。但し専ら自社の製品宣伝は認めない。

参加者の記録等の管理を公正に行い、電子データにて報告を行うこと。

不公正な行為を行わず、CPD評議会が定めた規則を守ること。

3. 認定プログラムの質を確保するため、CPD評議会はプロバイダーに対する監査を行うことができる。

4. 監査の結果、必要と認めたととき、CPD評議会は、プロバイダーの登録を取り消すことができる。

(研修プログラム認定基準)

第11条 プロバイダーが提供する研修プログラムの認定基準は以下による。

1. JIA正会員の継続職能研修にふさわしい内容のものであること。専ら自社の製品宣伝は認めない。

2. 研修プログラムの内容は細則第5条の規定に適合していること。

3. 研修プログラムは原則として全参加者に開かれていること。

4. ひとつのプログラムでも期日・内容によって分割して申請し、認定を受けることができる。

(研修プログラムの認定・登録)

第12条 プロバイダーが提供する研修プログラムの認定・登録の手順は以下による。

1. CPD評議会は、プロバイダーの提供する研修プログラムが、認定基準に適合しているかどうかを審査し、細則第5条のどの項目についての研修かを確認する。

2. CPD評議会は、研修プログラムが認定基準に合致していない場合など、必要と認めるときは、プロバイダーに対し適宜指導を行う。

3. 認定と登録は原則として次の手順で行われる。
 - プロバイダーによる研修プログラムの企画。
 - プログラム実施期日前のCPD評議会への認定申請。
 - CPD評議会によるプログラムの審査と認定。
 - CPD評議会からプロバイダーへ結果の通知。
 - 本部CPD評議会による認定プログラムの登録。
4. 第10条4項による監査の結果、CPD評議会は研修プログラムの認定を取り消すことができる。

(特別認定研修プログラムの認定)

第13条 特別認定研修プログラムの認定は以下の規定による

(1) 特別認定研修の分野

- 新しい材料・高度な構造等建築技術習得のための研修
- 建築基準法等法令改正のための研修
- 建築家の倫理向上のための研修
- 社会的責務(環境、景観、社会制度他)に関する研修

(2) 認定条件

- 特別認定研修は、特別認定研修に相応しい講師及び内容であること
- 「JIA大会」「JIA支部大会」のテーマに則したプログラムを持つセミナー、シンポジウム、エクスカーションであること
- 「登録建築家」の更新予定者のための講習であること。
- プロバイダーは本部又は支部、建築家資格制度委員会であること
- 他団体が特別認定研修と認めたプログラムを、認定した場合
- 建築士法第22条の2による「定期講習」

国又は地方公共団体が、主催、共催若しくは後援している又は都道府県知事が建築士を対象とする講習会として指定したもの
上記によらず、CPD評議会が認定したもの

(認定プログラムの評価)

第14条 参加者は以下の規定により、自ら参加した認定プログラムを評価することができる。

1. CPD評議会は、参加者に対して任意に、受講した研修プログラムのテーマ、内容、講師、教材、時間等に関する事後評価を求めることができる。
2. 参加者は受講した研修プログラムに関して、テーマ、内容、講師、教材、時間等に関する評価をCPD評議会に提出することができる
3. CPD評議会は1.及び2.の評価を基に、プロバイダーに対して、適宜指導する。
4. CPD評議会は1.及び2.の評価結果を、よりよいプログラムの開発のために使用することができる。

(諸費用)

第15条 第2条4の登録料は以下の通りとする。

1. 正会員以外の参加登録料は初年度4,000円/年、次年度以降3,000円/年。ただし、4月1日から翌年3月31日を1年とする。
2. プログラム登録料は1年間のプログラム申請件数により、下記のいずれかとする。ただし、4月1日から翌年3月31日を1年とする。
 - 1～9件まで 5,000円/1プログラム。
 - 10件以上の一般講習 50,000円/年。
 - 10～49件の企業内研修 50,000円/年。50件以上の場合は+25件ごとに25,000円加算。

付則

(1) 施行

2011年7月20日の改定は、理事会の承認を得て2011年7月21日より施行する。但し、第15条2について、2011年6月28日までに登録済のプロバイダーは、次回更新時からの適用とする。